

平成16年度

狛江市保健事業実績概要

狛江市健康福祉部健康課

目 次

I 狛江市の概要

1 位置及び面積	1
2 人口構成	2 - 3
3 健康課の組織及び事務分掌	4
4 事業予算の概要	
(1)歳 入	5
(2)歳 出	6

II 事業の概要

1<予防事業>

(1)感染症予防	7
(2)百日咳・ジフテリア・破傷風三種混合予防接種	8
(3)ジフテリア・破傷風二種混合予防接種	9
(4)急性灰白髄炎(ポリオ)予防接種	10
(5)麻疹予防接種	11
(6)風疹予防接種	12
(7)日本脳炎予防接種	13
(8)高齢者インフルエンザ予防接種	14
(9)結核検診	15
(10)エイズ予防・啓発	16

2<成人保健事業>

(1)健康手帳の交付	17
(2)健康教育	
①健康教育	18
②リハビリ教室	19
③自主グループ育成	20
(3)健康相談	
①一般健康相談(フロー健康相談)	21
②保健栄養相談	22
③集団がん検診結果個別相談	23
(4)健康増進事業	24
(5)基本健康診査(市民ミニドック)	25
(6)胃がん検診	26
(7)子宮がん検診	27
(8)乳がん検診	28
(9)肺がん検診	29
(10)大腸がん検診	30
(11)骨密度測定	31
(12)訪問指導	32
(13)在宅ねたきり高齢者訪問歯科診療	33
(14)歯周疾患検診	33

3<母子保健事業>

(1) 母子健康手帳	34
(2) 健康教育	
① ママパパ学級(母親学級母性科)	35・36
② プレパパ学級(母親学級母性科)	37
③ 育児学級(母親学級育児科)	38
④ ほっかぽか広場(母親学級育児科)	38
(3) 母と子のすこやか訪問事業	39
(4) 母子栄養強化	40
(5) 歯科相談	41
(6) 3～4か月児健康診査	
① 健康診査(一般)	42
② 乳児精密健康診査	42
(7) 1歳6か月児健康診査	
① 健康診査(一般)	43
② 精密検査及び心理相談	44
③ 歯科健診	44
(8) いるかグループ[1歳6か月児心理経過観察(グループ指導)]	45
(9) 3歳児健康診査	
① 健康診査(一般)	46
② 視力検診	47
③ 聴覚検診	47
④ 精密健康診査(一般)	47
⑤ 視力検診精密健康診査	47
⑥ 聴覚検診精密健康診査	48
⑦ 歯科健診	48
⑧ 乳幼児発達健康診査	49
⑨ 乳幼児経過観察検診	49
(10) くじらグループ[3歳児心理経過観察(グループ指導)]	49
(11) 育児相談	50
(12) ことばの相談	51

4<その他事業>

(1) 休日診療事業	
① 休日応急診療所	52
② 休日応急歯科診療所	52
③ 休日診療薬局	52
(2) 飼い猫不妊・去勢手術費助成	53
(3) 狂犬病予防注射	54
(4) 狛江市まなび講座	55
(5) 健康課職員講師派遣依頼	
① 健康教育	56
(6) 健康まつり(健康づくり市民のつどい)	56
(7) 地域ねこ活動の啓発事業	57

I 狛江市の概要

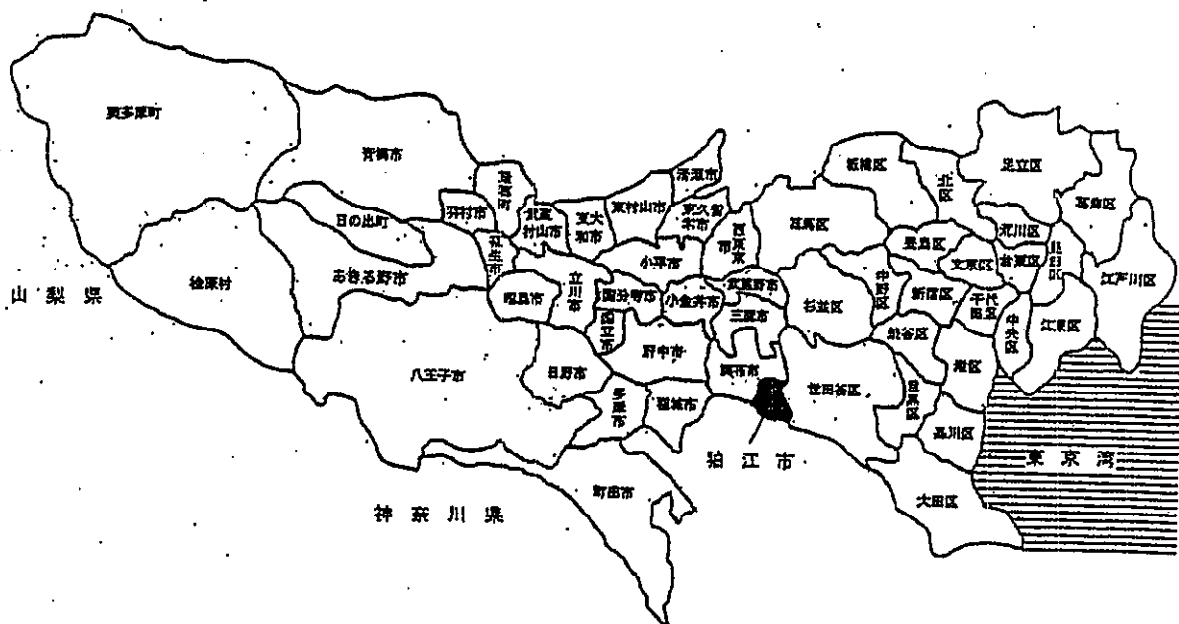
1 位置及び面積

狛江市は、新宿から南へ約 14 km、電車（小田急線）で約 20 分の位置にあり、東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで神奈川県川崎市に接しています。

市域は、東西 2,094m、南北 3,066mで面積は、6.39Km²と全国でも埼玉県蕨市、鳩ヶ谷市について3番目に小さな市です。

地形はほとんど平坦ですがやや西高東低、北側台地から南側多摩川沿岸低地にかけて、わずかに傾斜しています。

狛江市の位置



2 人口構成

①人口・世帯の推移

(1月1日現在)

年		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
世 帯 数		34,838	35,376	36,054	36,294	36,651
人 口	男	36,979	37,250	37,606	37,496	37,726
	女	36,762	37,013	37,552	37,743	37,918
	計	73,741	74,263	75,158	75,239	75,644
対前 年比	増減数	76	522	895	81	405
	率(%)	0.10	0.70	1.21	0.11	0.54
人 口 密 度		11,540	11,622	11,762	11,774	11,837
一世帯当り人員		2.12	2.10	2.08	2.07	2.07
面 積 (Km ²)		6.39	6.39	6.39	6.39	6.39

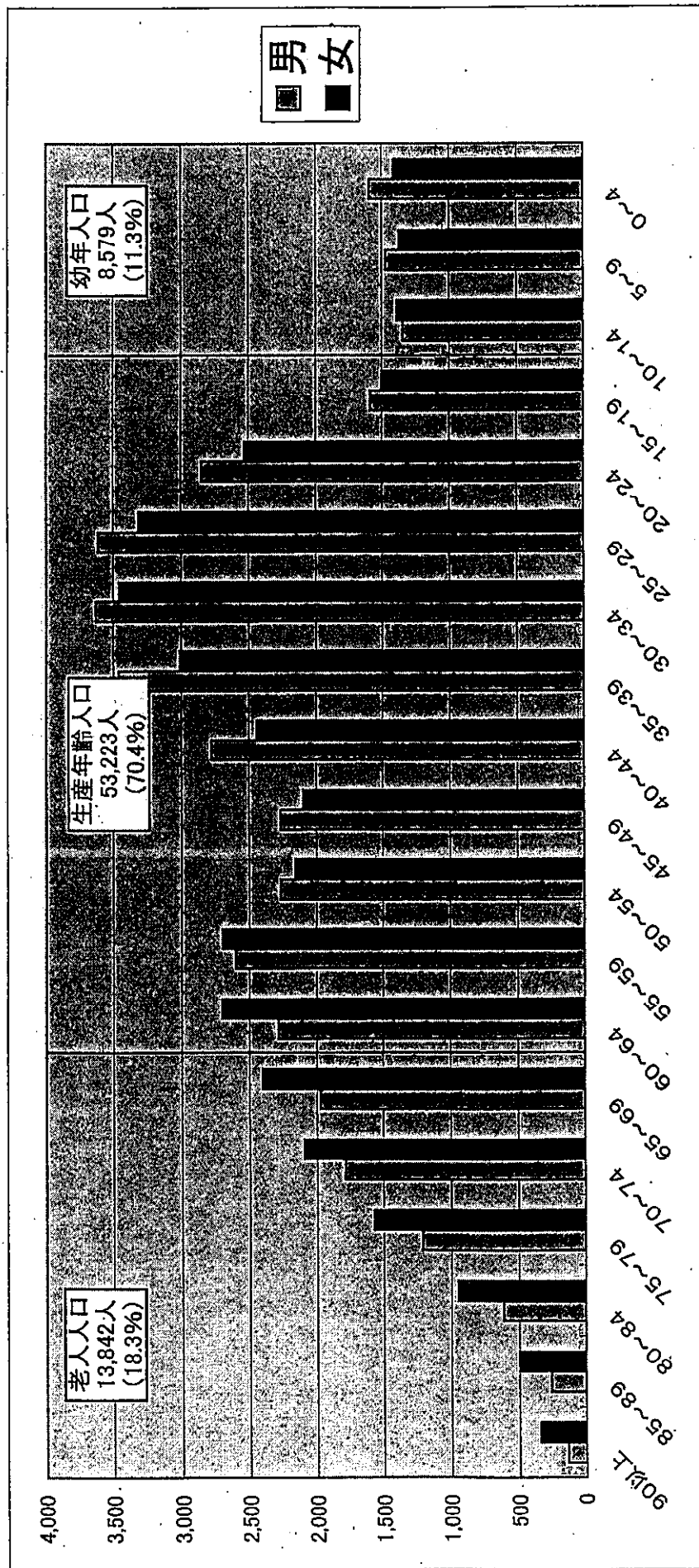
②年齢(3区分)別人口の推移

(1月1日現在)

年		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
総 数	総数	73,741	74,263	75,158	75,239	75,644
	男	36,979	37,250	37,606	37,496	37,726
	女	36,762	37,013	37,552	37,743	37,918
0 ～ 14	総数	8,202	8,325	8,508	8,485	8,585
	男	4,158	4,251	4,355	4,361	4,412
	女	4,044	4,074	4,153	4,124	4,173
15 ～ 64	総数	53,730	53,566	53,760	53,321	53,217
	男	27,601	27,558	27,619	27,304	27,327
	女	26,129	26,008	26,141	26,017	25,890
65 才 以 上	総数	11,809	12,372	12,890	13,433	13,842
	男	5,220	5,441	5,632	5,831	5,987
	女	6,589	6,931	7,258	7,602	7,855

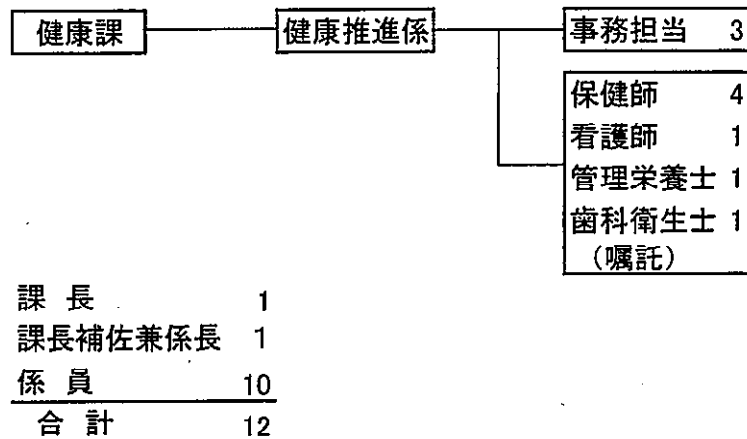
③年齢別男女別人口の推移（平成17年1月1日現在）

	90以上	85~89	80~84	75~79	70~74	65~69	60~64	55~59	50~54	45~49	40~44	35~39	30~34	25~29	20~24	15~19	10~14	5~9	0~4	計
男	138	261	615	1,213	1,789	1,971	2,282	2,601	2,264	2,264	2,780	3,458	3,629	3,611	2,848	1,590	1,346	1,472	1,594	37,726
女	345	498	948	1,573	2,092	2,399	2,703	2,699	2,152	2,096	2,439	3,010	3,455	3,309	2,526	1,501	1,389	1,372	1,412	37,918



3 健康課の組織及び事務分掌

①健康課の組織図



②事務分掌

- ・健康管理施策の企画、調査及び実施に関すること。
- ・予防接種、感染症予防及び結核予防に関すること。
- ・母子保健指導に関すること。
- ・栄養改善指導に関すること。
- ・畜犬登録及び所有者の判明しない犬猫等の公示に関すること。
- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会及びその他の医療機関等との連絡調整に関すること。
- ・あいとびあセンター及び健康相談所(9月まで)の維持管理に関すること。
- ・その他保健衛生に関すること。
- ・課内の庶務に関すること。

4 事業予算の概要

(1) 歳入

区 分	当初予算額(円)	決算額(円)
総務使用料	5,000	5,160
1. 市役所内等公衆電話使用料	5,000	5,160
衛生使用料	1,400,000	2,193,600
1. 保健センター使用料	1,400,000	2,193,600
総務費手数料	0	20
情報公開制度に基づく写しの交付手数料	0	20
衛生手数料	2,032,000	2,145,690
1. 狂犬病予防事務手数料	2,032,000	2,145,690
衛生費国庫負担金	16,696,000	16,471,580
1. 老人保健事業費負担金	16,038,000	15,835,467
2. 母子保健衛生費負担金	658,000	636,113
衛生費都負担金	18,111,000	18,782,070
1. 老人保健事業費負担金	16,038,000	17,578,252
2. 感染症予防事業費負担金	157,000	0
3. 乳幼児健康診査事業負担金	1,548,000	818,667
4. 母子歯科保健事業費負担金	368,000	385,151
民生費都補助金	8,904,000	13,974,000
1. 東京都福祉改革推進事業補助金	2,068,000	1,744,000
2. 介護予防・地域支え合い事業補助金	6,836,000	12,230,000
衛生費都補助金	26,990,000	30,254,080
1. 定期予防接種費補助金	16,306,000	15,814,518
2. 老人保健事業任意事業補助金	312,000	88,562
3. 休日歯科診療補助金	3,369,000	3,327,000
4. 育児等健康支援事業補助金	669,000	800,000
5. 乳幼児健康診査事業補助金	251,000	159,000
6. 母子歯科保健事業補助金	1,405,000	1,545,000
7. 小児初期救急平日夜間診療補助金	573,000	0
8. 市町村地域保健サービス補助金	0	513,160
衛生費委託金	4,000	38,857
1. 狂犬病予防事務等交付金	1,000	286
2. ウイルス肝炎精密検査事業の実施に係る業務委託金	3,000	930
3. 東京都低出生体重児届出受理及び未熟児訪問指導事務費	0	37,641
財産売払収入	0	210
1. 刊行物	0	210
雑入	1,411,000	2,742,978
1. あいとびあセンター電話使用料	36,000	29,420
2. 雑入	1,375,000	2,713,738
①公衆電話手数料	1,000	0
②施設提供等に係る費用弁償収入	602,000	604,570
③ワークインたまがわ施設使用料・光熱水費	497,000	497,502
④定期予防接種費	230,000	1,566,066
⑤健康教育食材料費	45,000	45,600
合 計	75,553,000	86,608,245

(2)歳出

事業名	当初予算額(円)	決算額(円)
一般事務費	4,192,000	3,781,069
あいとびあセンター管理運営費	99,181,000	97,310,347
健康相談所管理運営費	5,210,000	2,317,538
健康づくり推進協議会関係費	204,000	143,500
母子栄養強化	142,000	34,437
健康診査	159,008,000	152,583,960
健康教育	1,045,000	900,007
健康相談	388,000	316,750
訪問指導	7,000	3,528
1歳6か月児歯科健康診査	1,552,000	1,536,720
1歳6か月児健康診査	2,823,000	2,621,386
母子保健事業関係費	32,218,000	31,571,765
飼い猫不妊・去勢手術助成	670,000	967,000
保健衛生事業協力補助金	2,476,000	2,476,000
健康づくり市民のつどい	101,000	100,380
老人保健施設ベッド確保	2,938,000	2,937,065
機能訓練	8,703,000	8,702,400
定期予防接種	60,121,000	59,963,863
結核検診	3,639,000	3,535,502
感染症予防	250,000	0
在宅ねたきり高齢者訪問歯科診療	3,861,000	3,351,626
休日診療所等関係費	32,794,000	32,796,748
健康増進	20,823,000	20,780,652
狂犬病予防	672,000	374,987
かかりつけ歯科医定着促進	276,000	165,079
小児初期救急平日夜間診療事業	1,146,000	9,450
合 計	444,440,000	429,281,759

Ⅱ 事業の概要

1＜予防事業＞

(1)感染症予防

根 拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
目 的	市内に感染症が発生した場合、多摩府中保健所の指示で患者の居宅内外や所持品・衣類等を、市が消毒を実施することで、感染症の拡大を予防する。
対 象	感染症に感染及び発病した者
消毒時期	随時
消毒場所	患者の居宅(室)及び立ち回り先
協力機関	多摩府中保健所

(単位:人)

年 度	赤痢	腸チフス	パラチフス	コレラ	腸管出血性大腸菌	合 計
12						0
13	1		1		2	4
14						0
15						0
16						0

(3) ジフテリア・破傷風二種混合予防接種

根 拠	予防接種法
対 象	11歳～12歳(基礎免疫完了者)
実施時期	通年実施
実施場所	粕江市医師会予防接種実施協力医療機関他
実施方法	1回(0.1ml)皮下接種
周知方法	個別通知(小学6年生)、市広報

(単位:人)

年度	通知人員	予診人員	接種人員	接種率%
12	574	347	338	58.9
13	531	345	343	64.6
14	566	339	334	59.0
15	555	322	319	57.5
16	539	339	339	62.9

(4)急性灰白髄炎(ポリオ)予防接種

根 拠 予防接種法

対 象 生後3か月～7歳6か月未満

実施時期 6月、10月、2月(各月3日間)

実施場所 狛江市保健センター

実施方法 6週間以上の間隔で2回(各0.05ml)経口投与

周知方法 個別通知(標準的な接種年齢対象者)、市広報

(単位:人)

年度	区 分	通知人員	予診人員	接種人員	接種率%
12	第 1 回	684	676	638	93.3
	第 2 回	645	550	512	79.4
	合 計	1,329	1,226	1,150	86.5
13	第 1 回	638	683	641	100.5
	第 2 回	614	674	640	104.2
	合 計	1,252	1,357	1,281	102.3
14	第 1 回	630	752	732	116.2
	第 2 回	628	693	670	106.7
	合 計	1,258	1,445	1,402	111.4
15	第 1 回	587	619	598	101.9
	第 2 回	610	673	649	106.4
	合 計	1,197	1,292	1,247	104.2
16	第 1 回	632	633	612	96.8
	第 2 回	642	629	606	94.4
	合 計	1,274	1,262	1,218	95.6

(5)麻疹予防接種

根 拠	予防接種法
対 象	生後12か月～7歳6か月未満
実施時期	通年実施
実施場所	狛江市医師会予防接種実施協力医療機関他
実施方法	1回(0.5ml)皮下接種
周知方法	個別通知(標準的な接種年齢対象者)、市広報

(単位:人)

年 度	通知人員	予診人員	接種人員	接種率%
12	500	631	590	118.0
13	484	600	573	118.4
14	650	664	624	96.0
15	527	633	600	113.9
16	655	655	639	97.6

(6)風疹予防接種

根 拠	予防接種法
対 象	生後12か月～7歳6か月未満
実施時期	通年実施
実施場所	狛江市医師会予防接種実施協力医療機関他
実施方法	1回(0.5ml)皮下接種
周知方法	個別通知(標準的な接種年齢対象者),広報

(単位:人)

年度	区 分	通知人員	予診人員	接種人員	接種率%
12	幼 児	468	551	533	113.9
	小学生	0	19	18	—
	※2中学生	532	147	145	27.3
	計	1,000	717	696	69.6
13	幼 児	449	599	570	127.0
	※3経過措置者	217	81	79	36.4
	計	666	680	649	97.4
14	幼 児	630	632	609	96.3
	※3経過措置者	0	37	36	—
	計	630	669	645	102.4
15	幼 児	527	632	621	117.8
	※3経過措置者	0	76	76	—
	計	527	708	697	132.3
16	幼 児	803	698	688	85.7
	計	803	708	697	85.7

※1 12～15歳(中学2年生・H13年11月まで実施)

※2 昭和54年4月2日から昭和62年10月1日までの間に生れた者(H15年9月30日まで実施)

(7)日本脳炎予防接種

根 拠 予防接種法

対 象 1期 初回 生後6か月～7歳6か月未満
 1期 追加 初回接種終了後1年の間をあげ
 生後6か月～7歳6か月未満

2期 9歳～12歳
 3期 14歳～15歳

実施時期 5月、6月、7月

実施場所 狛江市医師会予防接種実施協力医療機関他

実施方法 基礎免疫 各0.5ml, 3歳未満 各0.25ml
 ①1期 初回 1～4週間の間隔で2回皮下接種
 ②1期 追加 初回接種完了後概ね1年をおいて1回
 皮下接種

追加免疫
 ①2期 1回 (0.5ml)皮下接種
 ②3期 1回 (0.5ml)皮下接種

周知方法 個別通知(3歳、4歳、小学4年生、中学3年生)、市広報

(単位:人)

年度	区 分	通知人員	予診人員	接種人員	接種率%
12	幼 児	1,514	1,510	1,465	96.8
	小学生	544	392	388	71.3
	中学生	562	242	236	42.0
	合 計	2,620	2,144	2,089	79.7
13	幼 児	1,607	1,549	1,494	93.0
	小学生	514	367	358	69.6
	中学生	558	227	226	40.5
	合 計	2,679	2,143	2,078	77.6
14	幼 児	1,633	1,618	1,556	95.3
	小学生	513	389	381	74.3
	中学生	566	267	266	47.0
	合 計	2,712	2,274	2,203	81.2
15	幼 児	1,113	1,602	1,568	140.9
	小学生	529	401	397	75.0
	中学生	593	314	310	52.3
	合 計	2,235	2,317	2,275	101.8
16	幼 児	1,625	1,614	1,591	97.9
	小学生	563	423	419	74.4
	中学生	546	285	285	52.2
	合 計	2,734	2,322	2,295	83.9

(8)高齢者インフルエンザ予防接種

根 拠 予防接種法

対 象 ①接種時65歳以上の者

②接種時60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に

日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者

実施時期 10月、11月、12月

実施場所 狛江市医師会予防接種実施協力医療機関他

実施方法 1回(0.5ml)皮下接種

周知方法 市広報

(単位:人)

年度	市内接種	市外接種	計
13	2,150	2	2,152
14	2,869	175	3,044
15	3,874	238	4,112
16	4,374	292	4,666

(9)結核検診

根 拠	結核予防法	
目 的	結核予防法に基づき、市民を対象に胸部レントゲン撮影による結核検診と、生後3か月～48か月未満の乳幼児を対象にツベルクリン反応検査及びBCG接種を実施し、結核の早期発見と予防に努める。	
対 象	①予防接種	生後3か月～48か月未満の乳幼児
	②胸部レントゲン	15歳以上の市民(学生・生徒を除く)
実施時期	ツベルクリン・BCG	5月、7月、9月、11月、1月、3月
	胸部レントゲン	5月、7月、9月、11月、1月
実施場所	粕江市保健センター	
実施方法	検査機関(菊野台クリニック)に委託	
周知方法	個別通知(生後3か月～48か月未満の乳幼児)、市広報	

ツベルクリン・BCG接種者

(単位:人)

年 度	対象者	ツベルクリン接種者	判定者	BCG接種者
12	614	623	605	593
13	631	650	638	624
14	619	617	610	607
15	606	636	632	622
16	629	619	617	612

レントゲン直接撮影

(単位:人)

年 度	受診者	異常なし	要精密	要経過観察	要治療
12	161	138	4	19	0
13	134	110	4	20	0
14	151	86	13	52	0
15	163	88	10	65	0
16	151	78	3	70	0

(10)エイズ予防・啓発

根 拠	感染症予防法
目 的	エイズのまん延防止のため、正しい知識の普及を図り、 感染予防のための方法・啓発を行い、誤解や偏見の 除去に努める。
対 象	中学生以上の市民 成人式出席者
実施方法	啓発ポスター等の掲示、小冊子の配布など。
実施時期	通年

年 度	事 業 内 容
12	・パンフレットの配布 エイズ時代を生きる若者たちへ エイズを正しく知るために
13	・パンフレットの配布 エイズ時代を生きる若者たちへ エイズを正しく知るために
14	・パンフレットの配布 エイズと生きるためのQ & A ともに生きるためにみんなでエイズに取り組もう
15	・パンフレットの配布 エイズと生きるためのQ & A ともに生きるためにみんなでエイズに取り組もう
16	・パンフレットの配布

2<成人保健事業>

(1)健康手帳の交付

根 拠	老人保健法
目 的	医療の記録、健康診査、健康教育、健康相談、機能訓練、 訪問指導等の記録により、生活習慣病の予防及び老後に おける健康の保持と適切な医療のための知識の普及・啓発。
対 象	①老人保健法による医療を受けることができる市民 ②上記以外の40歳以上で希望する市民
実施時期	通年
実施場所	狛江市保健センター及び市役所窓口
実施方法	窓口にて交付
周知方法	市広報

(単位:人)

年 度	対象者数	交付数 (枚)	40～64歳	65歳以上
12	35,479	1,815	924	891
13	34,063	1,528	579	949
14	36,409	1,914	493	1,421
15	36,895	816	470	346
16	37,495	1,128	974	154

(2)健康教育

①健康教育

根 拠	老人保健法
目 的	生活習慣病の予防や健康の保持・増進のため、健康に関しての正しい知識を普及することにより、市民の「自らの健康は自ら守る」という認識を高める。
対 象	市民
実施時期	年間計画により実施
実施場所	狛江市保健センター
周知方法	市広報・健康ガイド

(単位:人)

テ ー マ	開催日数(日)	参加延人員
ワンポイント栄養教室「バランス食」	1	13
一人暮らしの栄養教室	6	35
講演会「ヒロ菌」	1	34
転ばない体づくり教室	9	136
ワンポイント栄養教室「夏野菜」	2	24
高脂血症	3	73
家庭介護者教室	7	91
ワンポイント栄養教室「あぶら」	2	29
糖尿病教室	5	34
講演会「お尻」の健康	1	30
ワンポイント栄養教室「冬野菜」	1	22
骨粗しょう症	3	94
ワンポイント栄養教室「カルシウム」	1	21
健康な体づくり教室	6	33
講演会「乳がん」	1	12

②リハビリ教室

根 拠	老人保健法
目 的	簡単な健康体操を通して健康維持、機能低下防止の実践ができるようにする。
対 象	40歳以上の市民
実施期間	月1回
実施場所	狛江市保健センター
実施方法	広報で周知し、体操、レクリエーション、個別指導及び集団指導、相談助言を行う。
周知方法	市広報・健康ガイド

参加者延人数 (単位:人)

年 度	男	女	計
12	75	35	110
13	62	33	95
14	33	21	53
15	25	24	49
16	実施せず		

③自主グループ育成

根 拠	老人保健法
目 的	生活習慣病の予防や健康の保持・増進のため、健康に関しての正しい知識を普及することにより、市民の「自らの健康は自ら守る」という認識を高める。
対 象	健康教室参加後に結成された自主グループ
実施期間	年間計画により実施
実施場所	狛江市保健センター他
周知方法	健康教室開催時他

やすら木会(生活習慣病予防) (単位:人)

年度	開催回数(回)	参加延人員
15	9	53
16	なし	なし

しらたま会(一人暮らしの栄養教室)(単位:人)

年度	開催回数(回)	参加延人員
15	7	52
16	11	70

むつみ会(家庭介護教室卒業者)(単位:人)

年度	開催回数(回)	参加延人員
15	6	50
16	7	75

チコリの会(在宅介護者の会) (単位:人)

年度	開催回数(回)	参加延人員
15	12	179
16	11	166

(3)健康相談・保健栄養相談

①一般健康相談(フロー健康相談)

根 拠	老人保健法
目 的	保健師などが心身の健康に関する相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭での健康管理に役立てる。
対 象	市民
実施時期	毎月第1、第3金曜日
実施場所	狛江市保健センター・各地域センター・郵便局
実施方法	保健師、栄養士、歯科衛生士、薬剤師による個別指導
周知方法	市広報・健康ガイド

(単位:人)

年 度	実人員	延 相 談 人	相談内容内訳				育児相談 (延)	実施回数 (回)
			保健相談	栄養相談	歯科相談	薬の相談		
12	250	293	226	63	2	2		24
13	266	327	253	62	7	5		24
14	255	291	238	43	1	2	17	23
15	214	256	174	44	14	2	22	24
16	199	266	183	65	17	1	16	23

②保健栄養相談

根 拠	老人保健法
目 的	保健師・栄養士が病態別に健康に関する相談に応じ、 必要な指導や助言を行い、家庭での健康管理に役立てる。
対 象	基本健康診査を受けて、医師より生活指導、栄養指導が 必要と指示された者
実施時期	毎月第2金曜日
実施場所	狛江市保健センター
実施方法	保健師、栄養士による個別指導
周知方法	個別通知・健康ガイド

(単位:人)

年 度	対象者	実施人員	相談内容内訳		延人員
			栄養	保健	
12	398	93	87	79	166
13	454	118	107	98	205
14	443	147	140	133	273
15	424	85	74	77	151
16	382	92	88	82	170

③集団がん検診結果個別相談

目 的	保健師が、がん検診結果に関する相談に応じ必要な助言や指導を行い、専門医療機関等への受診勧奨やがんの早期発見や予防に役立てる。
対 象	集団がん検診受診者
実施回数	年27回
実施場所	狛江市保健センター
実施方法	保健師等による個別相談
周知方法	個別通知(がん検診結果通知に同封)

(単位:人)

年度	がん検診 受診者	実施人数	実施回数(回)
12	916	142	27
13	884	120	27
14	807	150	27
15	798	116	27
16	742	89	27

(4)健康増進事業(健康運動セミナー)

根 拠 粕江市保健センター管理運営規則

目 的 肥満・やせ過ぎ・高脂血症・境界域高血圧・軽度の糖尿病等で、運動指導が必要と認められた者及び運動不足により、身体機能が低下していると認められた者に、ヘルスチェック、メディカルチェック、体力測定により、個人にあった運動メニューを作成し、トレーニング指導を行い、生活習慣病予防と健康維持・増進及び運動の動機付けを図る。

対 象 運動指導が必要と認められる40歳以上の市民

実施場所 保健センター健康増進室

実施方法 火・金コース(週2回)、日曜日コース(週1回)のクラス別に3か月間午前・午後実施し、終了後フリーで各自運動を継続して行う。

1クラス定員16名

周知方法 市広報により募集(年4回)

参加者数

①健康運動セミナーコース

延実施回数 266回、延参加人数 150人、延出席者数 2,328 (単位:人)

区分	第1期(火・金)		第1期(日曜)		第2期(火・金)		第2期(日曜)	
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
実施回数(回)	22	22	10	10	22	22	12	12
参加人数	16	8	10	7	14	2	3	8
延出席者数	329	155	91	63	290	37	36	72

区分	第3期(火・金)		第3期(日曜)		第4期(火・金)		第4期(日曜)	
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
実施回数(回)	21	21	11	11	23	23	12	12
参加人数	15	14	10	9	16	10	2	6
延出席者数	240	239	98	73	323	196	21	65

②健康増進室利用状況(フリー参加含む)

開催日数 286日

利用延人数 11,421人

H16

(5)基本健康診査(市民ミニドック)

根 拠 老人保健法

目 的 生活習慣病等の予防は『一人ひとりの生活習慣が最も大切である』という
観点に立ち、一次予防の充実強化のため基本健康診査の推進を図る。

対 象 40歳以上の市民

実施時期 平成16年4月～16年8月

実施場所 狛江市医師会基本健康診査実施協力医療機関

検査項目 <必須検査>
問診、身体計測、聴打診、腹部触診、血圧測定、尿検査(蛋白、糖、潜血、
ウロビリノーゲン)、肝機能(GOT、GPT、 γ -GPT)、血清脂質(総コレステ
ロール、中性脂肪、HDLコレステロール)、腎機能(BUN、クレアチニン)、尿酸、
CRP、RA、血糖、

<選択検査>
心電図、眼底検査、胸部レントゲン、白血球数、貧血、血糖(HbA1c)

周知方法 市広報、健康ガイド

(単位:人)

年 度		12	13	14	15	16
受診者数		4,867	4,800	4,869	5,000	5,670
年 齢	30～39	314	302			
	40以上	4,553	4,498	4,869	5,000	5,670
異常なし		971	970	969	1,258	926
年 齢	30～39	150	168			
	40以上	821	802	969	1,258	926
要 観 察		1,773	1,790	1,648	1,494	1,408
年 齢	30～39	115	89			
	40以上	1,658	1,701	1,648	1,494	1,408
要 指 導		504	457	590	598	686
年 齢	30～39	22	16			
	40以上	482	441	590	598	686
要 医 療		1,619	1,583	1,662	1,650	2,650
年 齢	30～39	27	29			
	40以上	1,592	1,554	1,662	1,650	2,650

(6) 胃がん検診

目 的 がん予防対策上重要である早期発見のために、胃がん検診を実施し、早期治療につなげる。

対 象 女性30歳以上、男性35歳以上の市民

実施時期 5月～2月

実施場所 狛江市保健センター

実施方法 胃部レントゲン撮影

周知方法 市広報、健康ガイド

(単位:人)

年度	受診者数	結果内訳	
		異常なし	要精密
12	752	640	112
13	757	662	95
14	715	601	114
15	732	647	85
16	670	593	77

(7)子宮がん検診

目 的

子宮がんは、早期治療を行えばほとんど治癒することから、子宮がん検診による早期発見が有効な手段である。子宮がん検診を実施し早期に発見・早期治療につなげる。

対 象

女性20歳以上の市民(2年に1回)

実施時期

7月、9月、11月

実施場所

狛江市医師会子宮がん検診実施協力医療機関

実施方法

問診、視診、細胞診(頸部及び必要に応じて体部)

周知方法

市広報、健康ガイド

(単位:人)

年度	受 診 者 数		細胞診による分類	
			CLASS IIIa以上の者	
			人 数	比率(%)
12	けい部	833	0	0
	体 部	369	0	0
13	けい部	1039	3	0.3
	体 部	530	0	0
14	けい部	878	6	0.7
	体 部	449	1	0.2
15	けい部	1,152	11	1.0
	体 部	636	5	0.8
16	けい部	1,021	5	0.5
	体 部	562	1	0.2

(8)乳がん検診

目 的	乳がんは、女性では最も多いがんであり、乳がん検診による早期発見と治療が重要である。乳がん検診を実施し早期に見し、早期治療につなげる。
対 象	女性40歳以上の市民(2年に1回) 自己負担(40歳～49歳 2100円税込 50歳以上 1050円税込)
実施時期	7月、9月、11月
実施場所	狛江市医師会乳がん検診実施医療機関
実施方法	問診、視診、触診、マンモグラフィ(16年度より)
周知方法	市広報、健康ガイド

(単位:人)

年 度	受 診 者 数				結 果 内 訳	
	個 別	集 団	計		異常なし	要精密
12	752	13	765		740	25
13	929	19	948		903	45
14	803	0	803		779	24
15	1,097	0	1,097		1,057	40
16	679	0	679	視 触 診	654	25
				マ ン モ グ ラ フ ィ	658	21

(9)肺がん検診

目 的	がん死因一位を占める肺がんを、早期に発見し治療に結びつけることが、がん予防対策上重要である。肺がん検診を実施し早期に発見し、早期治療につなげる。
対 象	女性 30歳以上、男性 35歳以上の市民
実施時期	集団（5月～2月） 個別（6月、10月）
実施場所	集団…狛江市保健センター 個別…狛江市医師会肺がん検診実施協力医療機関
実施方法	喀痰検査(3日法) 胸部レントゲン撮影
周知方法	市広報、健康ガイド

(単位:人)

年 度	受 診 者 数			結 果 内 訳	
	個 別	集 団	計	異常なし	要精密
12	260	693	953	891	62
13	250	679	929	826	103
14	315	682	997	907	90
15	402	694	1,096	1,007	89
16	399	630	1,029	977	52

(10)大腸がん検診

目 的	大腸がんは、近年増加傾向にあり、早期に発見し治療に結びつけることは、がん予防対策上も重要である。大腸がん検診を実施し早期に発見し、治療に結びつける。
対 象	女性30歳、男性35歳以上の市民
実施時期	5月～2月
実施場所	狛江市保健センター
実施方法	便潜血検査(2日法)
周知方法	市広報、健康ガイド

(単位:人)

年 度	受診者数	結 果 内 訳	
		異常なし	要精密
12	799	725	74
13	776	729	47
14	727	684	43
15	738	713	25
16	696	673	23

(11)骨密度測定

根 拠	東京都骨粗しょう症予防対策事業実施要綱
目 的	骨粗しょう症の早期発見、早期予防を目的とし、適切な生活習慣を定着させることにより、総合的な健康づくりを図る。
対 象	女性30歳～65歳の市民
実施時期	5月～2月
実施場所	狛江市保健センター
実施方法	レントゲン撮影(DXA法)
周知方法	市広報、健康ガイド

(単位:人)

年 度	受診者数	要精密	比率%
12	535	97	18.1
13	489	88	18.1
14	416	70	16.8
15	396	75	18.9
16	361	61	16.8

*受診者数には、健康教育での受診者も含む

(12)訪問指導

根 拠	老人保健法
目 的	保健指導が必要と認められた市民に対し、保健師等が家庭を訪問し、本人やその家族に対し必要な保健指導を行い、心身機能低下の防止と健康の保持増進を図る。
対 象	40歳以上の市民で、介護保険の非該当者 保健指導が必要な者及びその家族
実施時期	通年
実施場所	訪問先家庭
実施内容	・疾病予防及び健康増進に関する指導 ・介護に携わる家族への健康相談 ・諸制度の活用方法等に関する指導 ・家庭における介護に関する指導 ・その他必要な指導
周知方法	市広報、健康ガイド

(単位:人)

年度	対象者数	訪 問 延 人 員					合 計
		保健師	看護師	理学療法士 作業療法士	歯科衛生士	栄養士	
12	40	46	14			3	63
13	14	10	11			2	23
14	11	36					36
15	11	21	7				28
16	8	6	9				15

(13)在宅ねたき高齢者訪問歯科診療

根 拠 狛江市在宅ねたき高齢者訪問歯科診療事業実施要綱
 対 象 65歳以上の市民で、家庭において寝たきりの状態にある者及びこれに準ずる状態にある者で、通院による歯科診療を受けることが困難な者
 実施時期 通年
 実施場所 訪問先家庭
 実施内容 申請にもとづき、事前調査書とともに歯科医師会に訪問歯科診療を依頼する。

歯科医師会は、予診当番医により患者の訪問調査を行い、担当医を決定して治療にあたる。

一人あたりの診療回数は、3～5回以内

周知方法 市広報、健康ガイド等

(単位:人)

年度	申請者数	受診者数	訪問延回数(回)	平均回数(回)
12	10	9	33	3.7
13	8	8	44	5.5
14	7	7	22	4.4
15	9	9	35	3.9
16	13	9	42	4.7

※前年度より新年度への繰越がある場合、訪問延回数は、3月31日迄とする。

(14)歯周疾患検診

根 拠 狛江市歯周疾患改善指導事業実施要綱
 目 的 歯周疾患検診受診者のうち、要指導者等に対して、生活習慣の改善を含めた継続的な指導を実施する
 対 象 40歳又は50歳の市民
 実施時期 通年
 実施場所 狛江市歯科医師会協力医療機関
 実施内容 歯科健診後歯周疾患のための個別指導を希望した者に3回に分けて歯周組織改善の評価・歯科保健習慣改善度・目標達成などの評価を行うとともに指導を行う

16年度 1件

3<母子保健事業>

(1)母子健康手帳

根 拠	母子保健法
目 的	母と子の健康を守るため、健康診査や保健指導を記録する。
内 容	妊娠中や新生児についての健康管理や注意事項、栄養の取り方 妊娠出産の状態、母胎及び出生児の経過、記録 予防接種の受け方や記録 「母と子の保健バック」は、母子健康手帳の他に、妊婦健康診査受診票（2回分）、妊婦超音波検査受診票、先天性代謝異常等検診のお知らせ（申込書）、母親学級のお知らせ、出生通知票等が入っている。
実施時期	通年
実施方法	妊娠した者が、居住地の区市町村長に妊娠の届けをすることにより交付される。
交付場所	健康課窓口及び市民課窓口

(単位:人)

年度	交付合計	内 訳				
		11週以内	12～21週	22～27週	28週以上	不 明
12	709	561	132	4	4	8
13	660	531	117	4	5	3
14	684	553	105	11	8	7
15	692	550	117	11	6	8
16	680	560	97	9	8	6

(2)健康教育

①ママパパ学級(母親学級母性科)

根 拠	母子保健法、狛江市母親学級実施要綱
対 象	初産の妊婦(母親)及びその配偶者(父親)を主な対象とする。
目 的	母親、両親、婚前及び新婚の男女に対して、結婚、妊娠、出産、育児等についての理念や親となる心構え、妊娠中の不安解消などを目的とする。 あわせて、孤立しがちな母親同士の地域での仲間づくりや、健診や予防接種などの母子保健サービスの紹介と利用の方法を伝える。
周知方法	母と子の保健バッグ内パンフレット、市広報、健康ガイド
内 容	半日単位、4回で1コースとする。 年10コース、金曜日に開催(土・日開催もあり) ・1回目 ①妊娠中の成立・胎児の発達・妊娠中の心の健康 ②妊婦体操 ・2回目 ①妊娠中の食事 ②妊娠中の生活・お産と産後の経過・家族計画 ③母子保健事業説明・お友達づくり ・3回目 ①歯科健診 ②妊娠中の歯の衛生・ブラッシング指導 ③食事診断の結果について ・4回目 ①赤ちゃんのいる生活 ②赤ちゃんの沐浴 ③懇談会

ママパパ学級参加状況

(単位:人)

年度	実人員	延人員	4日間終了者
12	209(16)	628(19)	117
13	220(42)	631(58)	122
14	253(64)	764(94)	118
15	273(63)	783(69)	148(1)
16	237(60)	649(75)	110

*()内は父親参加者数

妊婦歯科健康診査実施状況(ママパパ学級3日目に実施)

(単位:人)

年度	実施回数(回)	受診者数	未処置歯のある者	要補綴喪失歯のある者	歯肉炎のある者
12	10	149	69	4	85
13	10	137	63	9	64
14	10	159	91	4	66
15	10	161	67	3	55
16	10	138	63	7	59

(単位:人)

年度	歯周炎のある者	異常無しの者	要指導の者	要歯石除去の者	要精検・治療の者
12	3	24	67	60	67
13	1	22	56	57	61
14	5	33	33	56	92
15	9	36	65	6	72
16	0	44	60	40	64

②プレパパ学級(母親学級母性科)

根 拠	母子保健法、狛江市母親学級実施要綱
対 象	妊娠16週から36週未満の妊婦とその配偶者
目 的	特に父親に対して実技指導を行い、妊娠・出産・育児についての知識、関心を深めるとともに、親としての心構えを持ってもらう。 あわせて、母親の妊娠・出産・育児不安が解消できるよう支援する。 また、地域での仲間づくりの場とする。
周知方法	母と子の保健バッグ内パンフレット、市広報、健康ガイド
定 員	1回 12組 24名
内 容	半日単位で、妊婦体験、沐浴実習、育児の話、グループ作り

(単位:人)

年度	12	13	14	15	16
参加者	24	24	21	44	47

※平成15年度から年2回土曜日に実施。

③育児学級(母親学級育児科)

根 拠	母子保健法、狛江市母親学級実施要綱
目 的	母親が乳児の健康、栄養等について理解することを目的とする。
対 象	乳児と母親
内 容	保健師による育児の話し、栄養士による離乳食初期についての話と 試食を民生委員の協力により開催
周知方法	市広報、健康ガイド、乳児健康診査時等

(単位:人)

年 度	12	13	14	15	16
参加者	162	195	181	207	204
回数(回)	10	11	11	11	10

④ぽっかぽか広場(母親学級育児科)

根 拠	母子保健法、狛江市母親学級実施要綱
目 的	育児経験や地域での交流の少ない母親を対象に仲間づくりを勧めたり、地域での自主グループづくりができるよう支援する。
対 象	乳児と母親
内 容	月1回の3回コースで開催。医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、 心理相談員による育児の話や相談、歌、手遊び、子育ての情報 交換を行う。
周知方法	市広報、健康ガイド、新生児訪問、乳児健康診査時等

(単位:人)

年 度	12	13	14	15	16
参加者	236	283	254	244	243
回数(回)	4	5	5	5	5

(3)母と子のすこやか訪問事業

根 拠	狛江市妊産婦訪問指導実施要綱、狛江市新生児訪問実施要綱
目 的	妊産婦の日常生活指導、新生児の発育・栄養・生活環境・疾病 予防等、母性の保護と乳幼児の育児及び母子保健の向上を図る。
内 容	妊産婦の自宅に、指導員（助産師等）が訪問。 母乳栄養の勧め、清潔、感染予防、疾病の早期発見。必要に応 じ、受胎調節などを指導をする。
実施時期	通年
実施方法	出生通知票にもとづき、原則として産後28日頃までに、委託し た助産師が訪問する。また訪問困難ケース、未熟児、多胎児等に ついては地区担当の保健師が訪問する。
周知方法	健康ガイド、母子健康手帳交付時

(単位:件)

年 度	訪問指導員(人)	訪問延件数
12	4	224
13	3	250
14	3	234
15	4	292
16	4	292

(4)母子栄養強化

根 拠	母子保健法
目 的	妊産婦及び乳幼児の保健の向上のためには、常に十分な栄養を摂取することが重要である。このため、妊産婦及び乳幼児の栄養の摂取に必要な援助を行う。
内 容	国の間接補助として生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯及び所得税非課税世帯に属する妊産婦又は乳幼児で栄養強化を必要とする者に、粉ミルクを支給する。支給期間は、妊婦6か月間、産婦3か月間、乳児4か月以降9か月間。
実施時期	通年
実施方法	支給を希望する者は、申請書に母子手帳を添えて健康課の窓口へ申請する。申請後、所得状況を確認のうえ決定し、粉ミルクを支給する。
周知方法	母と子の保健バッグ内パンフレット

(単位:件)

年 度	生活保護受給世帯		市民税及び所得税非課税世帯		合 計		
	妊産婦	乳幼児	妊産婦	乳幼児	妊産婦	乳幼児	計
12			4		4		4
13			4		4		4
14							0
15			4		4		4
16	1		3		4		4

(5) 歯科相談

根 拠	狛江市乳幼児歯科相談実施要領
目 的	乳幼児の口腔の健全な発育発達を促し、心身の健康増進に寄与することを目的とするとともに、子供の歯科保健に関する父母等の不安、悩みに応え、健全な子育てを支援する。
対 象	主に1歳3か月児～4歳までの幼児
内 容	①健康教育 ・むし歯予防教室 1歳3か月児～3歳児を対象に、歯科健康教育及び食生活と、う蝕の関係を栄養士と歯科衛生士が話し、歯みがき指導を行う。 ・卒業教室 4歳の歯科指導室卒業者を対象に、食生活の話し、歯科健康教育、歯みがき指導。 ②歯科相談 ・歯科健診 1歳3か月児～3歳児を対象に、歯科医師による歯科健診。 ・予防処置 健診の結果によりフッ素塗布、Ag塗布を行う。
周知方法	市広報、健康ガイド、乳幼児健康診査時等

(単位:人)

年 度	健康教育	歯科健診	予防処置
12	235	1,457	826
13	243	1,290	778
14	271	1,521	874
15	343	1,448	1,009
16	343	1,451	1,054

(6)3～4か月児健康診査

根 拠	母子保健法、粕江市乳幼児健康診査実施要綱
目 的	乳児の疾病又は異常の早期発見に努め、早期に適切な保健指導を実施し、乳児の育成を図る。
内 容	身体計測、診察、保健指導等
対 象	生後3～4か月の乳児
実施時期	毎月第2水曜日
実施場所	粕江市保健センター(精密検査は委託医療機関で実施)
周知方法	個別通知及び市広報

①健康診査(一般)

(単位:人)

年 度		12	13	14	15	16
対 象 者		590	655	622	612	639
受 診 者		548	602	577	577	596
受 診 率 %		92.9	91.9	92.8	94.3	93.3
判 定	所 見 な し	396	473	498	485	432
	所 見 有 り	152	129	79	92	164
指 示 内 訳	指 示 者 延 数	170	140	96	110	190
	精 密 健 診	12	3	2	8	7
	受 診 (治 療) 勧 奨	7	13	5	5	8
	他 機 関 管 理 中	13	27	7	9	42
	経 過 観 察	74	62	60	74	55
	一 時 的 指 導	64	35	22	14	78
個 別 相 談	助 産 師 相 談	8	15		16	46
	栄 養 相 談	18	17	9	11	15

②乳児精密健康診査

(単位:人)

年 度		12	13	14	15	16
受診票発行数(枚)		12	12	7	15	9
結 果 把 握 数		8	9	7	12	7
指 示 内 訳	要 治 療	1	5	1	3	
	通院にて経過観察	4	2	2	6	5
	家庭にて経過観察	1				
	異常なし(正常範囲)	2	2	4	3	2
	そ の 他 ・ 不 明					

※当年度中に何らかの方法で結果を把握した受診票について集計。

当年度中の受診票発行分とは一致しない。

(7) 1歳6か月児健康診査

根 拠	母子保健法、狛江市1歳6か月児健康診査実施要綱
目 的	幼児初期の身体発育、精神発達の面で標識が得やすい1歳6か月の時点において健康診査をすることにより、運動機能・視聴覚等の障害・精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見し、適切な指導を行い心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他の相談・指導を行い、幼児の健康の保持促進を図る。
対 象	1歳6か月児(1歳6か月～2歳未満)
内 容	①身体発育・栄養状況 ②身体疾病及び異常の有無 ③歯の疾病及び異常の有無 ④行動発達、言語発達の状況及び異常の有無。⑤予防接種の実施状況 ⑥生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、その他 ⑦保育相談(随時)
実施時期	毎月第1月曜日
実施場所	狛江市保健センター
周知方法	個別通知及び市広報

①健康診査(一般)

(単位:人)

年 度		12	13	14	15	16
対 象 者		546	605	609	627	590
受 診 者		499	549	551	565	543
受 診 率%		91.4	90.7	90.5	90.1	92.0
判 定	所 見 な し	407	397	420	432	422
	所 見 有 り	92	152	131	133	121
指 導 区 分	指 導 延 数	103	183	155	153	136
	指 導 助 言	41	67	44	53	37
	要経過観察	15	62	43	42	44
	要 精 密	7	9	13	17	14
	要 医 療	11	6	3	11	9
	現在治療中	29	39	52	30	32
個 別 相 談	栄 養 相 談	41	55	48	39	36
	歯 科 相 談	93	191	80	45	37

②精密検査及び心理相談

(単位:人)

年 度		12	13	14	15	16
精密検査発行数(枚)		8	11	12	14	10
結 果	異 常 な し		1	2	2	2
	要 経 過 観 察	6	7	8	7	5
	要 医 療	1	1	1	2	1
	未 受 診	1	2	1	3	1
心 理 相 談 者 数		35	35	34	32	21
内 容 (延)	言 葉 の 遅 れ	16	14	19	15	14
	習 慣	2				
	性 格	1	5	3	4	0
	行 動	14	15	17	16	10
	育 児	1	1		1	6
	そ の 他	1			1	0

※当年度中に何らかの方法で結果を把握した受診票について集計。
当年度中の受診票発行分とは一致しない。

③歯科健診

(単位:人)

年 度		12	13	14	15	16
対 象 者		546	605	609	627	590
受 診 者		500	551	551	567	542
受 診 率 (%)		91.6	91.1	90.5	90.4	91.9
虫 歯 な し		481	543	540	554	532
	O1 型	173	139	223	223	204
	O2 型	308	404	317	331	328
虫 歯 有 り		19	8	11	13	10
	A 型	17	7	9	10	10
	B 型	2	1		3	0
	C 型			2		
不正咬合ある者		45	45	50	27	24
軟組織異常のある者		41	42	18	34	20
その他の異常のある者		27	32	34	57	36
現在歯数(本)		7,144	7,856	7,929	8,121	7,801
虫歯の総数(本)		58	30	31	35	19
	処置歯数(本)	10	4			1
	未処置歯数(本)	48	26	31	35	18
問 診 結 果	甘味食品をほぼ毎日 食べる習慣有	128	269	185	191	177
	甘味食品をほぼ毎日 飲む習慣有	202	237	138	139	139
	就寝時に授乳の 習慣有	132	157	154	168	186

※問診結果は、受診者のうち、むし歯の危険因子の高い者の数値を示す。

(8)いるかグループ[1歳6か月児心理経過観察(グループ指導)]

根 拠	母子保健法第12条、狛江市1歳6か月児健康診査実施要綱
目 的	目的をもった遊び(自由遊び・集団遊び)を行い、子供同士の触れ合う機会を作り、その中で子どもの成長・発達を支援していくと同時に、母親の育児の悩みを話し合う場を設けることにより、育児不安の解消や母子関係の見直しをすることができるように支援する。
対 象	1歳6か月児健康診査終了の母子で、発達上問題があり(育児環境も含む)定期的にフォローが必要な者
実施時期	毎月2回 月曜日
実施場所	狛江市保健センター

(単位:人)

年 度	12	13	14	15	16
実施回数(回)	11	21	20	21	21
参加実人員	20	15	26	19	19
参加延人員	81	128	142	117	173

(9)3歳児健康診査

根 拠	母子保健法、狛江市3歳児健康診査実施要綱
目 的	3歳児に対する発育状況、栄養の良否、疾病の有無、歯科及び精神発達等の検査、食欲不振及び各種習癖の相談・指導、予防接種実施の確認等多角的な健診を行い、幼児の健全な育成を図る。
対 象	満3歳から4歳未満の幼児
内 容	①身体発育状況 ②栄養状況 ③脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無 ④皮膚の疾病の有無 ⑤眼の疾病及び異常の有無 ⑥耳、鼻及び喉頭の疾病及び異常の有無 ⑦歯の疾病及び異常の有無 ⑧四肢運動障害の有無 ⑨精神発達の状況 ⑩言語障害の有無 ⑪予防接種の実施状況 ⑫その他の疾病及び異常の有無 ⑬保育相談(随時)
実施時期	毎月第3木曜日
実施場所	狛江市保健センター
周知方法	個別通知及び市広報

①健康診査(一般)

(単位:人)

年 度		12	13	14	15	16
対 象 者		579	562	610	588	626
受 診 者		526	494	521	537	565
受 診 率 %		90.8	87.9	85.4	91.3	90.3
判 定	所 見 な し	464	381	435	437	462
	所 見 有 り	62	113	86	100	103
指 示 者 延 数		77	131	95	115	129
指 示 内 訳	精 密 健 診	26	29	35	41	42
	受診(治療)勧奨	4	6	2	4	12
	他機関管理中	12	22	7	22	30
	経 過 観 察	26	28	17	16	22
	一 時 的 指 導	9	46	34	32	23
個 別 相 談	栄 養 相 談	17	15	16	26	29
	歯 科 相 談	2	2		9	8
	心 理 相 談	49	53	37	50	44

②視力検診

(単位:人)

年 度		12	13	14	15	16
受 診 者 数		526	494	521	537	565
判定結果	異 常 な し	493	465	486	504	518
	要 再 検 査	10	3	8	6	9
	要 精 密	18	22	24	26	36
	その他(追跡中止等)	5	4	3	1	2
	要 精 密 %	3.4	4.5	4.6	4.8	6.4

③聴覚検診

(単位:人)

年 度		12	13	14	15	16
受 診 者 数		526	494	521	537	565
判定結果	異 常 な し	504	486	514	530	536
	要 再 検 査	9	3	3	4	18
	要 精 密	3	2	4	3	1
	その他(追跡中止等)	4	3			10
	要 精 密 %		0.4	0.8	0.6	0.2

④精密健康診査(一般)

(単位:人)

年 度		12	13	14	15	16
受診票発行数(枚)		32	36	38	40	42
結 果 把 握 数		33	30	37	38	39
受 診 率 %		103.1	83.3	97.4	95.0	88.1
指示内訳	要 治 療	11	8	5	5	3
	通院にて経過観察	18	16	10	12	17
	家庭にて経過観察	4	2		5	5
	異常なし(正常範囲)		4	14	9	10
	そ の 他 ・ 不 明			8		1

※当年度中に何らかの方法で結果を把握した受診票について集計。

当年度中の受診票発行分とは一致しない。(視力検診及び聴力検診を含む)

⑤視力検診精密健康診査

(単位:人)

年 度		12	13	14	15	16
受診票発行数(枚)		19	25	24	25	36
結 果 把 握 数		19	20	24	24	31
受 診 率 %		100	80.0	100	96.0	86.1
結果内訳	異 常 な し	0	2	7	6	7
	有 所 見 者 実 数	19	18	17	18	22

⑥聴覚検診精密健康診査

(単位:人)

年 度	12	13	14	15	16
受診票発行数(枚)	3	3	3	3	2
結 果 把 握 数	3	2	3	2	1
受 診 率 %	100	66.7	100	66.7	50
結果 内訳	異 常 な し		1		
	有 所 見 者 実 数	3	2	2	1

⑦歯科健診

(単位:人)

(単位:人)

年 度		12	13	14	15	16
対 象 者		579	562	610	588	626
受 診 者		527	492	518	538	565
受 診 率 (%)		91	87.5	84.9	91.5	90.3
虫 歯 な し		412	376	401	435	456
虫 歯 有 り		115	116	117	103	109
	A 型	77	87	81	68	75
	B 型	29	19	31	31	28
	C1 型	2	1			
	C2 型	7	9	5	4	6
不正咬合ある者		65	70	75	61	36
軟組織異常のある者		9	10	7	8	5
その他の異常のある者		29	36	29	52	42
現 在 歯 数 (本)		10,370	9,686	10,242	10,666	11,150
虫 歯 の 総 数 (本)		407	426	434	342	371
	処置歯数 (本)	36	55	64	49	66
	未処置歯数(本)	371	371	370	293	305
問 診 結 果	甘味食品をほぼ毎日 食べる習慣有	332	306	253	199	194
	甘味食品をほぼ毎日 飲む習慣有	230	186	188	183	190

※問診結果は、受診者のうち、むし歯の危険因子の高い者の数値を示す。

⑧ 乳幼児発達健康診査

(単位:人)

年度	受診者数	初診・再診内訳		初診者の 有所見者
		初診者数	再診者数	
15	79	15	64	9
16	61	19	42	17

⑨乳幼児経過観察検診

(単位:人)

年度	受診者数	初診・再診内訳		初診者の 有所見者
		初診者数	再診者数	
15	85	61	24	15
16	83	55	28	19

(10)くじらグループ〔3歳児心理経過観察(グループ指導)〕

根 拠	母子保健法、狛江市3歳児健康診査実施要綱
目 的	①目的をもった遊び(自由遊び・集団遊び)を通して子供同士のかかわりを学んだり、刺激を与え合ったりしながら、子どもの発達を促す。 ②母親同士で子育ての悩みを共有したり、遊びを通じてじっくりかかわる時間を作る。
対 象	3歳児健康診査を終了し、グループ指導が必要と判断された母子
実施時期	毎月1回 木曜日
実施場所	狛江市保健センター

(単位:人)

年 度	12	13	14	15	16
実施回数(回)	11	11	11	11	12
参加実人員	12	11	9	5	14
参加延人員	53	68	37	20	94

(11)育児相談

根 拠	母子保健法
目 的	保育者の育児不安の解消や育児支援を目的として、保健師、 看護師、栄養士、歯科衛生士等が相談に応じ、必要な指導 や助言を行う。
対 象	乳幼児を持つ保育者
実施時期	毎月1回 水曜日
実施場所	狛江市保健センター、子ども家庭支援センター(年2回)

(単位:人)

年 度	実施回数 (回)	相談実人員	相談種別(再掲)			延人員
			保健	栄養	歯科	
14	11	212	211	79	52	342
15	11	383	383	139	84	606
16	11	301	301	131	102	534

(12)心理相談

目 的 1歳6か月児健診、3歳児健診等の乳幼児健診の結果心理面で、経過観察が必要と思われる児及び保護者から心配、悩みの相談があった場合、発達の視点を踏まえて相談を行っていく

対 象 おおむね4～5歳(就学前まで)の心理相談が必要と思われる児とその保護者

実施場所 粕江市保健センター

(単位:人)

年度	受診者数	初診・再診内訳		初診者の有所見者実数
		初診者数	再診者数	
15	77	38	39	20
16	75	20	55	15

(12)ことばの相談

目 的 発音に問題のある乳幼児に対し、適切な時期に専門家(言語聴覚士)が相談、訓練を行うことにより問題が改善され、健やかな日常生活が送れるよう援助するすると共に、保護者の不安を解消する。

対 象 おおむね4～5歳(就学前まで)の発音に問題のある幼児とその保護者

実施場所 粕江市保健センター

周知方法 市広報・ポスター等

(単位:人)

年度	実施回数(回)	相談実人員	相談種別(再掲)					延人員
			発音	吃音	ことばの遅れ	行動面	その他	
15	24	27	21	9	27	1	7	65
16	23	25	7	1	49	0	6	63

4<その他事業>

(1)休日診療事業

内 容 市民の健康を守るため休日等にも安心して医療が受けられるように、狛江市医師会・狛江市歯科医師会・狛江市薬剤師会の協力により、狛江市あいとびあセンター内に休日応急診療所・休日歯科応急診療所・休日診療薬局を設置して、日曜・祝日・年末・年始に休日診療を実施している。

診療時間は、午前9時から午後5時まで。

①休日応急診療所

(単位:人)

実 施 月		4～6	7～9	10～12	1～3	合 計
患 者 数		309	245	401	699	1,654
内 訳	小児科	145	131	206	282	764
	内 科	137	100	177	400	814
	外 科	18	7	11	12	48
	そ の 他	9	7	7	5	28
休日日数(日)		17	16	20	19	72
平 均 患 者 数		18.2	15.3	20.1	36.8	23

②休日応急歯科診療所

(単位:人)

実 施 月	4～6	7～9	10～12	1～3	合 計
患 者 数	65	52	63	56	236
休日日数(日)	17	16	20	19	72
平均患者数	3.8	3.3	3.2	2.9	3.3

③休日診療薬局

(単位:人)

実 施 月	4～6	7～9	10～12	1～3	合 計
患 者 数	302	250	393	674	1,619
休日日数(日)	17	16	20	19	72
平均患者数	17.8	15.6	19.7	35.5	22.5

(2) 飼い猫不妊・去勢手術費助成

根 拠	粕江市飼い猫不妊・去勢手術費用助成事業実施要綱		
目 的	野良猫の増加を防止し、地域社会に対する危害及び迷惑の防止を図り、市民の動物愛護の意識高揚と公衆衛生の向上を図る。		
対 象	市内で猫を飼っている市民で、粕江市内の動物病院等で飼い猫の不妊・去勢手術を受けた者		
内 容	不妊手術	1件につき 6,000円	
	去勢手術	1件につき 3,000円	
申請窓口	健康課窓口		

(単位:頭)

年 度	種 別		合 計
	不 妊	去 勢	
12	69	27	96
13	76	30	106
14	75	40	115
15	78	34	112
16	70	49	119

※平成11年度まで 1世帯年間2頭
平成12年度から 1世帯年間1頭

(3) 狂犬病予防注射

根 拠	狂犬病予防法
目 的	狂犬病の発生とそのまん延を防止することによって、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
対 象	市内で飼われている登録犬
実施場所	集合注射会場、動物病院
実施時期	通年(集合注射は4月)
周知方法	市広報、個別通知

(単位:頭)

年 度	対象頭数	接種頭数	接種率 (%)	接種内訳	
				集合	個別
12	1,986	1,597	80.4	704	893
13	2,089	1,729	82.8	745	984
14	2,215	1,854	83.7	747	1,107
15	2,358	1,950	82.7	669	1,281
16	2,567	2,066	80.5	636	1,430

(4) 狛江市まなび講座

根 拠 狛江市まなび講座実施要綱

目 的 市民等が主催する学習会に市の職員が講師として出向き市政の説明や専門的な知識を生かした話などを行う。

対 象 市内に在住、在勤、在学している10人以上で構成されている団体

内 容 健康に関する講座

申請窓口 社会教育課

実施方法 申し込み団体と打ち合わせの上、内容などを調整し会場にて講座を実施する。

(単位:人)

No.	実施日	講座名	講師	対 象 者	参 加 数	会 場
1	2月2日	大事にしようあなたの歯	歯科衛生士	ワークインたまがわ通所者	11	狛江市保健センター
2	2月23日	ワンポイント栄養教室	管理栄養士	虹の会	8	西河原公民館

(5)健康課職員派遣依頼

目 的 市民等が活動している活動の場や他団体等からの依頼により、職員が出向き、健康教育、健康相談等の専門的な知識を生かした話などを行う。
 対 象 市内に活動している団体等
 内 容 健康に関するもの
 実施方法 健康課に直接申し込みをする。

①健康教育

(単位:人)

No.	実施日	テーマ	講師	対 象	参 加 人 数	会 場
1	5月11日	生活習慣病予防のための料理実習	管理栄養士	やよい会	13	狛江市保健センター
2	8月16日	生活習慣病予防の食生活(講話)	管理栄養士	ワークイン・野川通所者	12	ワークイン・野川
3	10月6日	バランスのよい食事とは(講話)	管理栄養士	ワークイン・たまがわ通所者	20	狛江市保健センター
4	10月19日	生活習慣病予防の食生活(講話)	管理栄養士	やよい会	10	〃
5	10月29日	健康管理のための料理実習	管理栄養士	中和泉五丁目町会	22	〃
6	12月28日	生活習慣病予防のための料理実習	管理栄養士	やよい会	15	〃
7	3月8日	生活習慣病予防の食生活(講話)	管理栄養士	やよい会	16	〃

(6)健康まつり(健康づくり市民のつどい)

目 的 市民健康の発信地としてのあいとびあに集い、健康づくりのヒントとなる事柄について考える機会とする。
 対 象 市内外の子どもからお年寄りまで
 内 容 健康づくり、子育て、福祉をキーワードとした催し物
 実施方法 あいとびあセンターの1階、2階を中心に健康課職員・ボランティア団体・健康づくり推進協議会委員・福祉団体の人々等が日頃の活動を披露する

(単位:人)

年度	実施日	市民参加者数	参 加 延人数	会 場
12	10月26日	700	3,872	狛江市保健センター
13	10月25日	700	3,705	狛江市保健センター
14	10月24日	600	3,754	狛江市保健センター
15	10月23日	650	3,697	狛江市保健センター
16	10月27日	500	2,393	狛江市保健センター

(7) 地域ねこ活動の啓発事業

目 的 猫の不必要な繁殖を抑え、近隣に対する被害及び迷惑を未然に防止する
対 象 市民公益活動団体
内 容 相談・啓発・動物病院の紹介
実施方法 狛江地域ねこの会へ委託

16年度 不妊手術 30件
去勢手術 11件

定期接種(-)

対 象 疾 病 (ワ ク チ ン)		接 種						備 考	
		対 象 年 齢	標準的な接種年齢 *1	回 数	間 隔	接種量	方 法		
ジフテリア 百日せき 破傷風	*2 沈降精製 DPT ワクチン	1期初回	生後3～90月未満	生後3～12月	3回	3～8週	各0.5ml	皮下 *3	・第1期で接種間隔があいた場合は、すべてのやり直しはせず規定の回数を接種する
		1期追加	生後3～90月未満 (1期初回接種(3回) 終了後、6カ月以上の 間隔をおく)	1期初回接種(3回) 後12～18月	1回		0.5ml		
		2期	11・12歳(DTトキソイド)	小学校6年(12歳)	1回		0.1ml		
	DT トキソイド	1期初回	生後3～90月未満	生後3～12月	2回 (沈降)	3～8週 (4～6週が 望ましい)	各0.5ml	皮下	・DTトキソイドは百日せきに罹患 したことが明確な者及びジフテ リア、破傷風の第2期に使用す る
		1期追加	(1期初回接種終了後、 6カ月以上の間隔をおく)	1期初回接種後 12～18月	1回		0.5ml		
		2期	11・12歳	小学校6年(12歳)	1回		0.1ml		
ポリオ		生後3～90月未満	生後3～18月	2回	6週以上	各 0.05ml	経口	・下痢がある場合は延期する ・服用後30分以内に吐き出した 場合は再服用させる	
麻しん		生後12～90月未満	生後12～15月	1回		0.5ml	皮下	・麻しんの予防接種は、標準的 な接種年齢のうち、できるだけ 早期に行うことが望ましい ・流行時には生後12カ月未満の 者に対しても任意接種として行 うことができる。この場合定期接 種を標準的な接種年齢の間に 行うことが望ましい *4 ・ガンマグロブリン注射を受けた ものは3カ月(大量療法 *5の場 合6カ月)後に行う	
風しん		生後12～90月未満	生後12～36月	1回		0.5ml	皮下	・風しんの予防接種は、麻しん接 種の後に行うことを原則とする	
日本脳炎		1期初回	生後6～90月未満	3歳	2回	1～4週	0.5ml	皮下	
		1期追加	生後6～90月未満 (1期初回終了後概ね1年おく)	4歳	1回		(3歳以上)		
		2期	9～13歳未満	小学校4年(9歳)	1回	0.25ml			
		3期	14・15歳	中学校2年(14歳)	1回	(3歳未満)			

*1 標準的な接種年齢とは、「予防接種(一類疾病)実施要領」(厚生労働省健康局長通知)の規定による。

*2 ジフテリア、百日せき、破傷風の予防接種第1期は、原則として、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用する。

*3 DPT混合ワクチンの接種部位は上腕伸側で、かつ同一接種部位に反復して接種することはできるだけ避け、左右の腕を交代で接種する(ワクチンはアルミニウム塩に吸着されているので注射局所のアルミニウム塩の吸収が遅く、硬結が1～2月も残存することがある。)

*4 生後12か月未満の者が任意接種を受けた場合、母親からの移行免疫の影響で予防接種による免疫が付与されない可能性を考えて定期接種を行う。

*5 接種前3か月以内に輸血又はガンマグロブリン製剤の投与を受けた者は、本剤の効果が得られない恐れがあるので、3か月以上過ぎるまで接種を延期すること。また、ガンマグロブリン製剤の大量療法、すなわち川崎病、特発性血小板減少性紫斑病(ITP)等の治療において200mg/kg以上投与を受けた者は、6か月以上(麻しん感染の危険性が低い場合は11か月以上)過ぎるまで接種を延期すること。

平成16年度 狛江市保健事業実績概要 平成17年8月発行

編集・発行 狛江市健康福祉部健康課
狛江市元和泉二丁目35番1号
(あいとぴあセンター内)
電話 03(3488)1181
印刷 庁内印刷
頒布価格 130円

登録番号
(刊行物番号)
H17-13

R100
古紙配合率100%
白色度70%再生紙を使用しています